

3 平均賃金（集計表 第3表）

（1）全常用労働者の平均賃金

平成27年7月の全常用労働者（役付者を含む）の平均賃金は、所定時間内賃金が346,678円、所定時間外賃金が32,752円となり、合計で379,430円（平均年齢41.9歳、平均勤続年数10.4年、平均扶養家族数0.6人）であった。労働組合の有無別にみると、労働組合の「有り」と回答した企業は「無し」と回答した企業に比べ、所定時間内賃金で13,305円（3.9%）高くなっている。また、企業規模別では「50～99人」規模の企業が所定時間内賃金、年間給与支払額が高くなっている。

また、平成26年の全常用労働者の年間給与支払額（所定時間外賃金、賞与等を含む）の平均額は5,244,997円であった。

＜図表3-1＞全常用労働者の平均賃金

（単位：歳、年、人、円）

	平均年齢	平均勤続年数	平均扶養家族数	平成27年7月1か月の平均賃金			平成26年 年間給与 支払額
				所定時間内 賃金	うち通勤手当	所定時間外 賃金	
労組有	42.2	13.7	0.7	358,133	13,565	41,915	5,755,439
労組無	41.8	9.9	0.6	344,828	12,204	31,230	5,162,205
10～49人	42.8	10.1	0.6	336,925	11,581	26,082	4,968,722
50～99人	41.9	10.2	0.7	363,167	13,166	32,317	5,440,172
100～299人	40.8	10.8	0.7	340,743	12,510	40,275	5,343,214

前回調査結果と比較すると、所定時間内賃金は6,753円（1.9%）減少し、所定時間外賃金は150円（0.5%）増加した。また、平成26年の年間給与支払額は平成25年より185,804円（3.7%）上回った。

＜図表3-2＞平均賃金の推移

（単位：円、%）

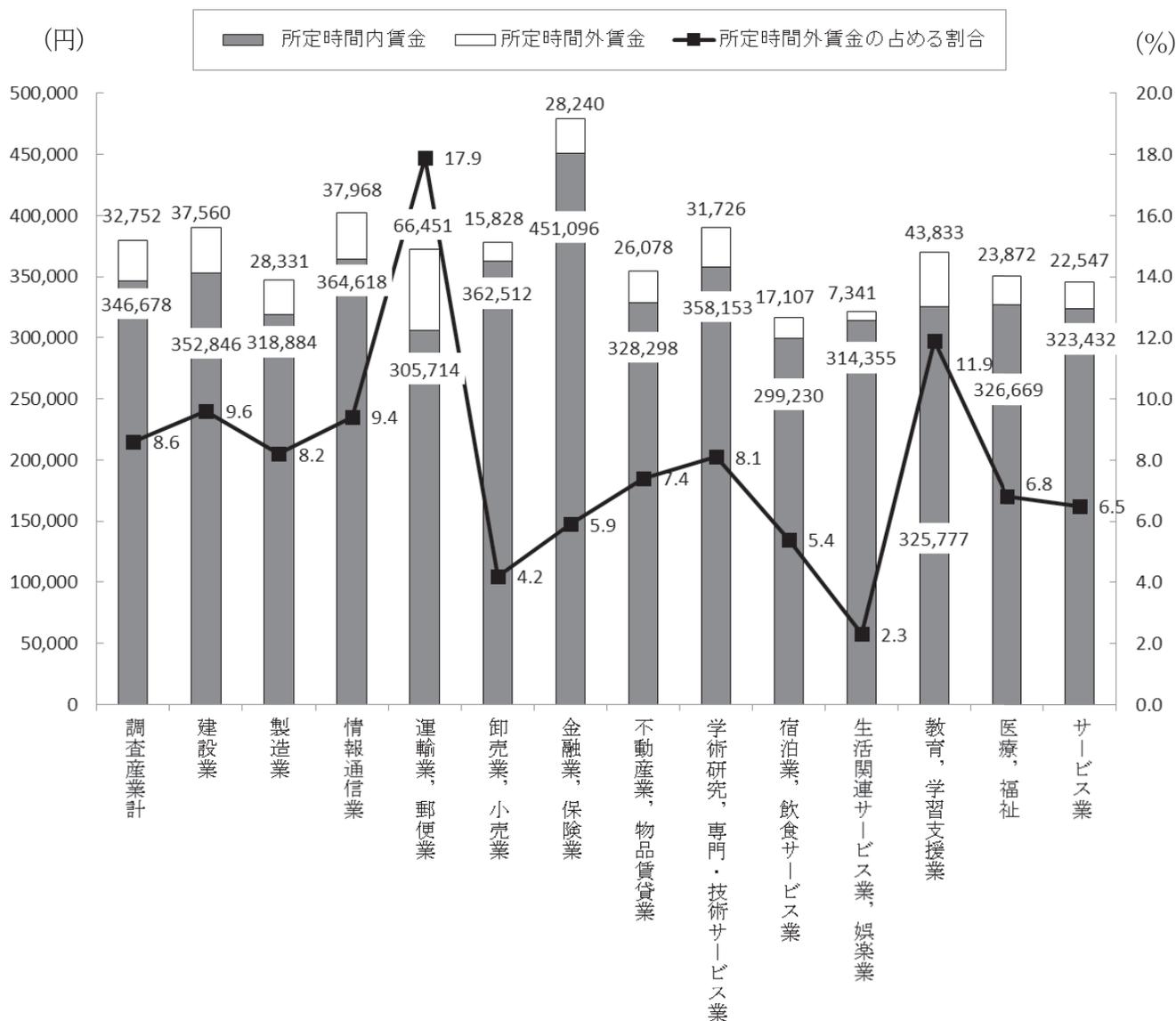
調査年(平成)	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
所定時間内賃金	347,171	344,415	348,171	335,398	345,716	345,679	343,136	334,535	353,431	346,678
対前年比	1.9	△0.8	1.1	△3.7	3.1	△0.0	△0.7	△2.5	5.6	△1.9
所定時間外賃金	27,882	27,209	26,161	24,664	25,720	25,455	30,237	25,457	32,602	32,752
対前年比	1.4	△2.4	△3.9	△5.7	4.3	△1.0	18.8	△15.8	28.1	0.5
賃金計	375,053	371,624	374,332	360,062	371,436	371,134	373,373	359,992	386,033	379,430
対前年比	1.8	△0.9	0.7	△3.8	3.2	△0.1	0.6	△3.6	7.2	△1.7
年間給与支払額 (源泉徴収票の支払金額)	5,310,760	5,289,774	5,429,210	5,187,025	5,219,416	5,245,378	4,994,493	5,059,193	5,244,997	-
対前年比	0.5	△0.4	2.6	△4.5	0.6	0.5	△4.8	1.3	3.7	-

(2) 産業別平均賃金

所定時間内賃金(通勤手当含む)では「金融業, 保険業」が最も高く 451,096 円、次いで「情報通信業」364,618 円、「卸売業, 小売業」362,512 円、の順となっている。所定時間内賃金が最も低い産業は「宿泊業, 飲食サービス業」で 299,230 円であった。

所定時間外賃金の高い産業を見ると、「運輸業, 郵便業」(66,451 円)、「教育, 学習支援業」(43,833 円)、「情報通信業」(37,968 円)の順になっており、賃金総額における所定時間外賃金の占める割合も「運輸業, 郵便業」が 17.9%と最も高くなっている。

<図表3-3>平均賃金の産業別比較



(3) 男女別平均賃金

所定時間内賃金では男性 368,609 円（平均年齢 42.9 歳、平均勤続年数 11.0 年、平均扶養家族数 0.8 人）、女性 287,488 円（平均年齢 39.0 歳、平均勤続年数 8.7 年、平均扶養家族数 0.1 人）であり、女性の所定時間内賃金は男性の 78.0%となっている。これを産業別にみると「運輸業、郵便業」（92.3%）が男女間の所定時間内賃金の差が最も小さく、次いで「医療、福祉」（89.2%）の順になっている。一方、「金融業、保険業」では、女性の所定時間内賃金は男性の 60.8%である。

<図表3-4>男女別平均賃金

